

三条市入札額変動型最低制限価格設定方法による試算

1 設定方法

- 最低制限価格 = 入札額の平均価格 × 0.9(千円未満切捨て)
 具体的な設定方法は、「2 比較」下段の「設定方法の例」をご覧ください。

2 比較

現行の長岡市の最低制限価格制度と三条市の入札額変動型最低制限価格制度との比較

工事番号	工種	予定価格	(単位:円)	
公下補西第1号	下水道管渠	20,480,000		
	最低制限価格	予定価格割合	落札決定金額	予定価格割合
長岡市	18,432,000	90.0%	18,432,000	90.0%
三条市	16,301,000	79.6%	17,676,000	86.3%
(差引)	△ 2,131,000	△ 10.4%	△ 756,000	△ 3.7%

業者	入札額	長岡市	三条市	
			16,301,000	←三条市 最低制限価格
1	17,676,000	無効	落札	} ※ 1~6の計の平均 が平均価格
2	18,080,000	無効		
3	18,135,000	無効		
4	18,153,000	無効		
5	18,279,000	無効		
6	18,360,000	無効		
7	18,378,000	無効		
8	18,432,000	落札		←長岡市 最低制限価格
9	18,450,000	長岡市の「無効」は、 最低制限価格を下回ったため		
10	19,500,000			
11	19,840,000			
		20,480,000		←予定価格

設定方法の例

- 1 応札者11者 × 1 / 2 = 5.5 ≒ 6
- 2 業者No1~6の計 ÷ 6(※) = 18,113,833 ≒ 18,113,000円
- 3 18,113,000 × 0.9 = 16,301,700円 ≒ 16,301,000円

3 分析

- ・最低制限価格は、現在の長岡市より約10%低くなった。
- ・落札決定金額は、最低制限価格ほどではないが約4%低くなった。その結果、現行の最低制限価格を下回る落札決定金額となる。

4 今後の対応

現行の最低制限価格制度と乖離の大きい制度では、理解を得難いと想定される。そのため、三条市以外の他団体の制度も含めて検討を進めていきたい。